

農林水産省補助事業

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

オーストラリア食品包装規制調査

2025年10月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

シドニー事務所

農林水産食品部 市場開拓課

【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3505-6579 ジェトロ・市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

（ https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/austraria_package ）

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：オーストラリア食品包装規制レポート】

目次

はじめに	1
(1) 規制の背景と目的	1
1. 社会の動向	1
2. 政府や産業界の取り組み	2
2.1 連邦政府の取り組み	3
2.2 州政府の取り組み	6
(2) 規制対象となるプラスチック製品について	9
(3) 各州の規制の施行スケジュール	13
NSW 州	13
WA 州	15
ACT	16
QLD 州	16
SA 州	16
VIC 州	17
TAS 州	18
北部準州 (NT)	19
備考	19

はじめに

オーストラリアでは食品包装容器規制（個別包装規制など）が 2021 年から各州で始まっているが、州ごとに規制が異なり、また規制の内容も年々段階的に強化される内容のため、非常に煩雑となっている。

上述の背景もあり、企業側の判断が難しい状況である。そのため、農林水産物・食品の輸出を促進するにあたり、最新の食品包装容器規制の動向を整理する必要がある。本レポートでは、日本の食品企業がオーストラリアで製品を販売する際に必要となる包装規制の最新動向と実務的な対応策を整理する。どのような包装資材が認められているか、州ごとの規制の違い、対応にあたってのポイントをまとめる。

2025 年 10 月
JETRO シドニー事務所

(1) 規制の背景と目的

1. 社会の動向

オーストラリアは 1 人当たりの使い捨てプラスチック使用量が世界で一番多く、2019 年時点で 1 人当たりの使用量は年間 50kg 以上だった¹。オーストラリアでは海洋のプラスチック汚染を懸念する声が大きく、非政府組織（NGO）の WWF（世界自然保護基金）やゴミ削減 NPO の Clean Up Australia²がプラスチックの使用を削減する啓発活動を実施している。

オーストラリアでは大手スーパーが軟質プラスチックを回収する「REDcycle」というプログラムが 2010 年～2022 年で実施されていた。回収されたプラスチックが何カ月も倉庫に保管されたままで再利用されていないことが明らかになったため同プログラムは停止となり³、消費者からはシステムが機能していないことに対する落胆の声が多くあった⁴。現在では 2019 年に設立された ReSmart が自治体と連携して各家庭から軟質プラスチックの回収プログラムを実施している⁵。

ゴミ処理会社の Veolia が 2022 年に行った調査によると、オーストラリア人の 80%が製品の包装のあり方が購買行動に影響を与えると回答している。リサイクル可能な製品を好み、包装資材が埋め立て地に捨てられずに済むのであれば日用品にもっとお金を払ってもよいと考える人

¹ Minderoo Foundation 「THE PLASTIC WASTE MAKERS INDEX Revealing the source of the single-use plastics crisis」（2021）：

<https://cdn.minderoo.org/content/uploads/2021/05/27094234/20211105-Plastic-Waste-Makers-Index.pdf>

² Clean Up Australia の HP：<https://www.cleanup.org.au/about-us>

³ Clean Up Australia 「Soft plastics」（2024 年 5 月 21 日付のブログ記事）：
<https://www.cleanup.org.au/soft-plastics-what-has-happened/>

⁴ The Conversation 「REDcycle's collapse is more proof that plastic recycling is a broken system」（2022 年 11 月 17 日付 Web 記事）：<https://theconversation.com/redcycles-collapse-is-more-proof-that-plastic-recycling-is-a-broken-system-194528>

⁵ ReSmart の HP：<https://resmart.co/>

は62%だった。また、89%の人が製造会社にリサイクル可能な製品包装資材の使用を義務付けるべきと考えている⁶。

またクイーンズランド大学が2023年に行ったアンケート調査でも、オーストラリアの人々はプラスチック製品の使用に懸念を抱いており、代替素材には前向きな捉え方をしている。2018年に行われた調査との比較では、5年間でプラスチックに対する認識はほとんど変わっておらず、引き続き主要な環境問題とみなされている。オーストラリアの人々は使い捨てプラスチックの使用削減に高い関心を持ち、新型コロナウイルス流行を経ても一貫して関心が持たれている。その点は、使い捨てプラスチックの禁止が保留または撤回された他国と異なっており、むしろ使い捨てプラスチックの削減に向けて法整備が進んでいる⁷。

オーストラリアでは最近、持続可能な包装への関心が高まっており、包装製品の使用禁止や、リサイクルや堆肥化、再利用がしやすいように包装デザインの改良が行われている。オーストラリアの食品・飲料業界のイノベーションを支援するフード&ビバレッジ・アクセラレーター（FaBA）のトレンドレポート⁸では、食べられるカトラリーを製造する「エディブル・カトラリー⁹」や、ヨーグルトなどの再利用容器をデザインした「コー（kooor）¹⁰」、リサイクルや再利用可能な包装で弁当等を宅配する「リリーズ・リトル・ランチボックス¹¹」が紹介されている。また、Naturpacでは再利用したプラスチックを使った青果向け容器や堆肥化可能な青果用ラベル等を販売している¹²ほか、環境に配慮した包装製品のオンライン専門店 Green Pack が幅広い環境配慮型製品を提供している¹³。

2. 政府や産業界の取り組み

世界的にはプラスチック汚染への対応と法的拘束力のある国際プラスチック条約の策定に向け、各国の規制当局はプラスチック包装の規制を強化する方向で動いている。オーストラリア連邦政府は国内外の動きを反映し、包装が環境に与える影響を抑えるために規制枠組みを整備してきた¹⁴。ここでは連邦政府が示す大枠の方針と、州政府ごとの個別の食品包装規制の動向についてまとめる。

⁶ VEOLIA 「Australians call for all packaging to be recyclable」 （2022年12月22日付 Web 記事）：
<https://www.anz.veolia.com/newsroom/australians-want-recyclable-packaging>

⁷ Resources, Conservation and Recycling 「Public attitudes towards plastics in Australia are surprisingly constant in a changing world」 （2025年6月1日付論文）：
<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0921344925002083#bib0039>

⁸ フード&ビバレッジ・アクセラレーター（FaBA） 「Sustainable Packaging Trends Report」 （2025年4月21日付レポート）：
https://faba.au/wp-content/uploads/2025/04/FaBA-Sustainable-Packaging-Trends-Report_Final-Formatted.pdf

⁹ Edible Cutlery の HP：<https://ediblecutlery.au/>

¹⁰ Koor の HP：<https://kooor.life/>

¹¹ Lilly's Little Lunchbox の HP：<https://lillyslittlelunchbox.com.au/>

¹² Naturpac の HP：<https://naturpac.org/>

¹³ Green Pack の HP：<https://www.greenpack.com.au/>

¹⁴ Sustainable Production and Consumption 「Reforming plastic packaging regulation: Outcomes from stakeholder interviews and regulatory analysis」 （2025年3月論文）
<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S2352550924003609>

2.1 連邦政府の取り組み

1998年に制定された国家環境保護（使用済包装資材）措置（NEPM）¹⁵は、2011年に改定され、年間売上高500万豪ドル以上で、オーストラリアで包装または包装済み製品を製造、販売する企業に対して次のことを求めている。

- ・オーストラリア包装協定（APC）に署名すること。オーストラリア包装協定機構（APCO）のメンバーとして署名した企業は、使用済み包装資材の管理に関する全国的な共同の取り組みに貢献するための義務を負う。
- または、
- ・NEPMを実施している各州および準州の法律やその他の取り決めによって定められた義務を履行すること。

APCは1999年に連邦政府により制定されたオーストラリアにおける消費者向けの包装製品の環境への影響を削減するための国家規制枠組みで、政府機関と産業界が責任を共有するモデルとなっている¹⁶¹⁷。APCの管理と運営を担っているのは非営利組織（NPO）のAPCOで、包装サプライチェーン全体にわたる業界関係者と連邦政府、州政府、および準州政府との橋渡し役となっている。

APCとNEPMは連動しており、APCは企業の任意参加により高水準の目標を達成するために設定されており、APCOのメンバーとして署名しない企業はNEPMで定める義務を負わせることで最低限の環境に配慮した包装基準を確保している。ただし、APCOは企業を監視する責任はなく、順守と執行は管轄地域の行政機関に委ねられている。

しかし、この2つの枠組みだけでは不十分で、2018年にオーストラリアの包装規制に転機が訪れる。背景には、長年オーストラリアが使用済み包装資材を輸出していた中国等が輸入規制を実施したこと¹⁸、国際的責任と国内インフラの立て直しの必要性がある。そこで連邦政府は2018年にオーストラリアで製造、使用、販売されるすべての包装に適用される「2025年国家包装目標」を設定した¹⁹。これは、連邦政府、州・準州政府、地方自治体、産業界が合同で合意したもので、APCOが目標達成を導く役割を担っている。

¹⁵ 国家環境保護協議会の国家環境保護（使用済包装資材）措置（NEPM）のページ：

<https://www.nepc.gov.au/nepms/used-packaging>

¹⁶ オーストラリア包装協定（APC）（2017年1月1日）

<https://www.dcceew.gov.au/sites/default/files/documents/australian-packaging-covenant-2017.pdf>

¹⁷ 気候変動・エネルギー・環境・水資源省（DCCEEW）「Reform of packaging

Regulation Consultation paper」（2024年）：[https://storage.googleapis.com/files-au-climate-](https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-)

[au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform_of_Packaging_Regulation_Consultation_paper.pdf](https://storage.googleapis.com/files-au-climate-climate-au/p/prj309de1e89171c2b4c52be/page/Reform_of_Packaging_Regulation_Consultation_paper.pdf)

¹⁸ APCO「OUR PACKAGING FUTURE」（2020年4月）

<https://documents.packagingcovenant.org.au/public-documents/Our%20Packaging%20Future>

¹⁹ APCOの国家包装目標：<https://apco.org.au/national-packaging-targets>

表 1：国家包装目標で設定された内容と、2022/23 年度時点での達成率

目 標	達成率（2022/23 年度時点）
包装資材の 100%を再利用可能、リサイクル可能、または堆肥化可能にする	86%
プラスチック包装資材の 70%をリサイクルまたは堆肥化する	19%
包装資材には平均 50%のリサイクル素材を含むようにする	44%
問題となっている不必要な使い捨てプラスチック包装を段階的に廃止する	基準値から 40%削減

出典：[2025 年国家包装目標](#)

また、連邦政府は 2020 年 12 月に「リサイクルと廃棄物削減法 2020」²⁰を制定し、オーストラリアは世界に先駆けてプラスチック製品の廃棄物の輸出を禁止し、自国内での処理の責任を取ることとした。2021 年に発表した「国家プラスチック計画」²¹では、プラスチック発生源の防止、リサイクル、消費者教育、海と水路の保全、リサイクル技術の研究という 5 つの分野での行動指針をまとめている。

APCO が 2024 年に発表した「2030 年戦略計画」²²では主に、リサイクルの増加、新たな会員費モデル、新しい指標の設定、メーカー向けの支援がまとめられており、表 2 のような使い捨てプラスチック製品の段階的廃止目標が設定されている。また、目標達成に向けて乗り越えるべき課題として、既存のプラスチック材料の代替品を導入する際の技術的な障壁や、プラスチックから置き換えることによるデメリット（かえって温室効果ガスが増加する、機能性が低下する等）が認識されている。

²⁰ 連邦政府「Recycling and Waste Reduction Act 2020」（2024 年 10 月 14 日付）：
<https://www.legislation.gov.au/C2020A00119/latest/text>

²¹ 連邦政府「National Plastics Plan」（2021 年）：
<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/national-plastics-plan-2021.pdf>

²² APCO「2030 STRATEGIC PLAN」（2024 年 8 月 15 日付）：
<https://documents.packagingcovenant.org.au/public-documents/2030%20Strategic%20Plan>

表2：使い捨てプラスチック包装の段階的廃止率に関する目標値

年度	21/22 年度 (実績)	24/25 年度	25/26 年度	26/27 年度	27/28 年度	28/29 年度	29/30 年度
既存の対象包装製品 ²³	33%	40%	60%	80%	100%	100%	100%
追加の対象包装製品 ²⁴	-	基準値	10%	20%	40%	70%	100%

注：オーストラリアの会計年度は7月～6月。2022/23年度、2023/24年度は導入試験段階のため、目標設定なし。

出典：[2030年戦略計画](#)

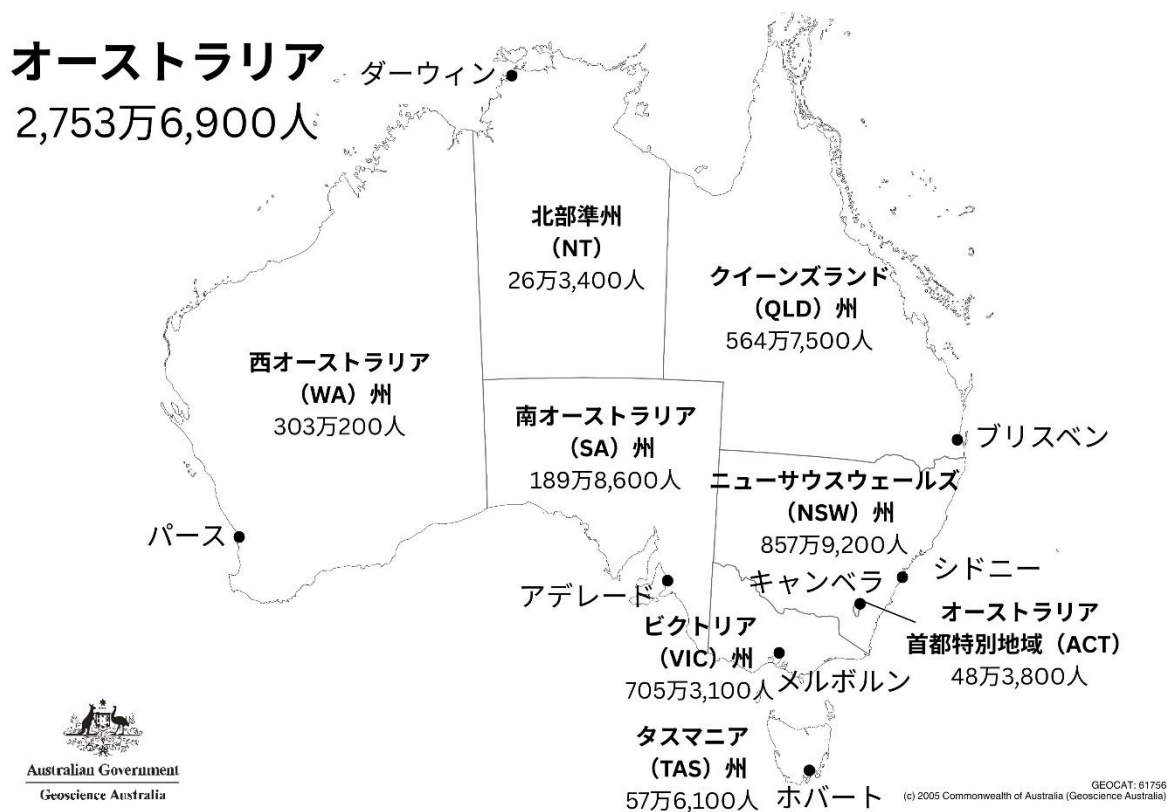
- 「2030年戦略計画」では「2025年国家包装目標」で設定した目標を達成するために6つの戦略を策定した。包装は削減・再利用・再資源化を目的に設計する
- 利用者は再利用システムの活用を高め、適切にリサイクルする
- すべての包装資材に対して再利用・再資源化のシステムが整っている
- オーストラリア産リサイクル素材に対する国内外の需要が供給と一致している
- 必要な成果を達成するための財源がシステム内に十分確保されている
- ステークホルダーがシステムの意味決定および信頼性に信頼を置いている

²³ 「既存の対象包装製品」とは、国家包装目標が初めて導入された2018年に段階的廃止の基準として特定された問題のある、または、不必要な使い捨てプラスチック製品を指す。

²⁴ 「追加の対象包装製品」とは、2018年に基準が設定された後に、段階的廃止にすべきとして追加された、問題のある、または、不必要な使い捨てプラスチック製品を指す。

2.2 州政府の取り組み

図 1：オーストラリアの各州と州都、人口（2025年3月現在）



(Geoscience Australia の地図を基に作成、©オーストラリア連邦、クリエイティブ・コモンズ【表示 4.0 国際】によって提供)

他州に先駆けて実施されたのは、2009年の南オーストラリア (SA) 州による使い捨てプラスチック袋の禁止²⁵で、その後さらに同州は2018年に「使い捨てプラスチック製品の潮流を変えるディスカッションペーパー」を発表し、使い捨てプラスチック製品全般の段階ごとの禁止を明確化した²⁶。SA州が制度を法制化したのは2020年で、オーストラリア初の「使い捨てプラスチックとその他のプラスチック製品（廃棄回避）法」が制定され、違反した企業には罰則が科されることとなった²⁷。また、2022年にはニューサウスウェールズ (NSW) 州で一部の使い捨てプラスチック製品の利用が禁止となった²⁸。

SA州では、2025年9月1日からはすしを食べる際に使用する魚型のしょうゆ入れが禁止となった²⁹。すしはオーストラリアでも広まっていることから、魚型のしょうゆ入れの禁止は現地でも

²⁵ SA州政府「Everything you need to know about South Australia's bans on single-use plastics」
(2025年4月1日付) : <https://www.environment.sa.gov.au/goodliving/posts/2021/03/single-use-plastics-ban>

²⁶ SA州政府「Reforming problematic and unnecessary plastic products」 :
<https://www.greenindustries.sa.gov.au/reforming-packaging-single-use-items>

²⁷ SA州政府「Legislation explained」 : <https://www.replacethewaste.sa.gov.au/legislation-explained>

²⁸ NSW州政府「Plastics bans and packaged food and drinks」 : <https://www.epa.nsw.gov.au/Your-environment/Plastics/Bans-guidance/Packaged-food-and-drinks>

²⁹ SA州政府「Banned items 2025」 : <https://www.replacethewaste.sa.gov.au/banned-items-2025>

報道されている³⁰。国内外の使い捨てプラスチック規制に対する機運の高まりから、今後他の州政府も SA 州政府に追従するとみられるが、足並みはそろっていないのが現状だ。

また、特に使い捨てプラスチック規制が遅れているタスマニア（TAS）州では、環境政党グリーンズ（緑の党）が「同州の規制整備が最も遅れており、自由党政権が 2023 年までに使い捨てプラスチックの禁止に取り組むことを約束したものの進展がない」と指摘している³¹。

連邦レベルで見ると過去 20 年間プラスチック包装規制の内容がほぼ変化しておらず、包括的な改革を模索しているとみられる³²。連邦政府の気候変動・エネルギー・環境・水資源省

（DCCEEW）は循環型経済への移行を目指しており、2024 年 9 月には包装業界向けにプラスチックシステム改革の 3 つの枠組み案を発表し、2024 年 10 月まで改革のための意見公募を行っていた³³。APC と NEPM は制定から 25 年が経過した現在、これら制度は責任の明確化、パフォーマンス指標の欠如、データ収集の一貫性の欠如等を理由に、目的にそぐわないものとなっていることが明らかになっている。改革の一因には、再利用するために設計された包装量と実際に再利用された包装量の差もある。これまで APCO と NEPM でプラスチック包装規制が 25 年間実施されてきたものの、環境目標を達成できていない。現地報道によると、DCCEEW のトップは、2022 年の APCO の数字を引用し、同年に市場に投入された 700 万トンの包装のうち、回収されたのはわずか 56%（400 万トン）にとどまり、残りの 300 万トンは埋め立てられ、推定 9 億豪ドルの価値損失が発生したと指摘した。

DCCEEW が提案した改革は、リサイクル基準の強化、リサイクル成分の含有義務化、そして消費者へのより明確なラベル表示を目的とし、製造業者に対して「包装材に含まれる懸念のある化学物質の排除、段階的削減、または最小限化」を含む包装慣行の改善を促すインセンティブを与えることを目指している³⁵。回収や分別、リサイクルを支援するインフラの改善、そして政府、産業界、消費者間の連携強化の必要性も強調されている。

DCCEEW が提案した 3 つの改革の選択肢：

1. 既存の共同規制協定の管理を強化し、その構造を根本的に変更することなく現在のシステムを強化する。

³⁰ 9NEWS 「Soy sauce fish containers banned from today in one Aussie state」（2025 年 9 月 1 日付 Web 記事）：<https://www.9news.com.au/national/south-australia-bans-single-use-plastic-soy-sauce-fish-containers/9035fce9-f8e9-4af1-bbd3-263c61819885>

³¹ 緑の党 「Tasmania Left Alone Without Single-use Plastics Ban」（2025 年 9 月 1 日付プレスリリース）<https://tasgreensemps.org/media-releases/tasmania-left-alone-without-single-use-plastics-ban/>

³² Sustainable Production and Consumption 「Reforming plastic packaging regulation: Outcomes from stakeholder interviews and regulatory analysis」（2025 年 3 月付論文）<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S2352550924003609>

³³ DCCEEW 「Reforming packaging regulation」（2025 年 10 月 2 日付）<https://www.dcceew.gov.au/environment/protection/waste/packaging/reforming-packaging-regulation>

³⁴ PACKAGING NEWS 「Australia's packaging regulatory reform: What's next?」（2024 年 9 月 26 日付 Web 記事）：<https://www.packagingnews.com.au/latest/australia-s-packaging-regulatory-reform-what-s-next>

³⁵ Food Packaging Forum 「News Australia plans major overhaul of packaging regulation」（2024 年 10 月 22 日付）<https://foodpackagingforum.org/news/australia-plans-major-overhaul-of-packaging-regulation>

2. カーボンブラック、オキシ分解性物質、ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS：有機フッ素化合物）といった問題のある材料や懸念される化学物質の使用禁止を含む、包装の循環性に関する国家的な義務的要件を課す。この選択肢では、オーストラリア市場に流入するすべての包装が規制対象となる。包装は大規模にリサイクルできるように設計する必要がある、リサイクル性を阻害する材料や添加物は禁止される。また、最低限のリサイクル基準を満たさない包装についても段階的に禁止を実施する。消費者教育を重視しつつ、明確で一貫性のあるリサイクル性のラベリングが求められる。
3. 包装に関する拡大生産者責任（EPR）制度を策定し、変化を促すための財政的インセンティブを設ける。選択肢2と同様に、この選択肢では全ての包装の種類を規制し、リサイクル性を明確に示すラベル表示を義務付け、消費者への情報提供を強化するため、リサイクル性の等級ラベルを導入する。一方、選択肢2とは異なり、段階的な禁止措置は実施しないが、財政的メカニズムを用いて、順守と包装設計の改善を促進する。

DCCEEW が提案した化学添加物および包装基準：

前述の通り、DCCEEW はリサイクル性を阻害する複数の化学物質や材料の禁止または段階的な廃止を提案している。その他、制限または抑制の対象となる設計要素として、以下のものが検討されている。

- 混合ポリマーまたは複数のポリマーの使用。
- プラスチック包装への着色。
- 包装における PVC/PDVC、EPS/PS、PETG、非ポリオレフィンバイオプラスチック（PLA、PHA）、PA、ナイロン、EVOH、AlO_x、SiO_x、硬質鋼、およびオキシ分解性ポリマーの使用。
- 過剰な包装、空きスペース（余分な空隙、二重壁、および上げ底）。
- リサイクルを妨げたり、阻害したりする添加物。
- リサイクル品の価値を低下させる添加剤。
- 人間の健康と環境を保護するために他の枠組みを通じて規制される懸念のある化学物質。
- カーボンブラックの使用。
- シリコン、金属部品、詰め物、パッド、結束バンド、ケーブル、金属、熱硬化性樹脂、ポンプシステム、ガラス瓶用のスイングトップキャップ、および容器のふたから完全に除去できないシーリングフォイルの使用。
- リサイクルを妨げるラベルやスリーブの使用。
- 有毒、にじみのある、または金属や鉱物ベースのインクの使用。
- 水に溶けない接着剤、またはリサイクル工程で簡単に除去できない接着剤の使用。
- 消費者が簡単に空にできず、残留物がリサイクルを妨げてしまう包装。

また、2024年10月にはプラスチック製品への統一的な対応のために、各州の環境相の会合が行われ、クイーンズランド（QLD）州の環境相をのぞいて次のことに合意した³⁶。今後は各州の足並みがそろっていくものと思われる。

³⁶ DCCEEW 「Harmonising action on problematic and unnecessary plastics」（2025年2月21日更新）<https://www.dcceew.gov.au/environment/protection/waste/plastics-and-packaging/harmonising-action-problematic-unnecessary-plastics#roadmap>

- 国家ロードマップ「問題のあるプラスチックと不要なプラスチックに関する行動の統一」の概要を発表する。
- 24 製品³⁷について各州のばらつきをなくすために協力する。これにより既存の対策が覆されることはない。
- 今後の行動は可能な限り調整し、一貫性を保つ。

こうした政府の動きに対して、全国小売協会（National Retail Association）は、ごみ削減を目的として、使い捨てで不要・問題のあるプラスチックの段階的廃止を支持する姿勢を示しているものの、これらの取り組みを成功させ、持続可能なものとするためには、以下の条件が必要だと主張している³⁸。

- オーストラリア全国的に一貫していること
- 小売業者の規模にかかわらず公平であること
- 慎重な検討がなされ、根拠に基づいていること
- 国際市場において商業的に実行可能かつ現実的であること
- 小売業者および消費者の教育によって支えられていること
- オーストラリアの技術革新およびインフラへの投資によって支えられていること

NRA は州ごとに施行時期に違いがあることに理解を示しつつも、州政府の法制度の根本的な違いが、環境保全への取り組みを停滞、後退させている点を指摘している。小売業者が安心して持続可能性への投資を行えるように、地方、州、連邦の各政府が連携して取り組むことを強く求めている。

(2) 規制対象となるプラスチック製品について

プラスチック製品は、ストロー、カトラリー（フォークやスプーンなど）、ドリンク用マドラー、皿、ふたなしのボウル、ふたなしの持ち帰り容器、ポリマーコーティングされた紙皿、ポリマーコーティングされた紙製のボウル等が規制の対象となる。全豪で統一して規制されているプラスチック製品はまだなく、対象となるプラスチック製品は各州によって異なり、また、

³⁷ オーストラリア連邦議会「Chapter 6 - Problematic waste streams」：
https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Environment_and_Communications/Wastereduction/Report/Chapter_6_-_Problematic_waste_streams#_ftn22

対象の 24 製品は、発泡スチロール（EPS）製食品トレイ、使い切りタイプの個包装調味料容器（例：魚型のしょうゆ入れ）、農産物用シール（プラスチック製の果物ステッカー）、パンタグ、プラスチックの棒を使用した綿棒、洗い流すタイプのパーソナルケア製品・洗浄製品に含まれるマイクロビーズ、風船の放出、風船用のプラスチック製付属品、EPS 製食品容器（例：カップ、ふた一体型容器）、発泡プラスチック包装材（緩衝材や重量 45kg 以下の成形品用）、厚手の買い物袋、バリアバッグ（生鮮食品用袋を含む）、カップ（フタの有無を問わず）、ボウル（フタの有無を問わず）、食品容器、ピザセーバー（ピザが箱に接触しないよう固定するスタンド）、薄手の袋、ストロー、カトラリー（使い捨てのナイフ・フォーク・スプーン）、使い捨て皿、マドラー、紙吹雪（コンフェッティ）、屋外で宣伝用・広告用に使用されるプラスチックフィルム製サイン、分解性プラスチック。

³⁸ NRA「Action on Single-Use Plastics」<https://www.nationalretail.org.au/policy-advocacy/action-on-single-use-plastics/>

禁止時期も異なるため、別添の表「使い捨てプラスチック禁止の概要（オーストラリア/ニュージーランド）」を参考にされたい。別添の表は 2025 年 9 月 1 日現在、[NRA の表から一部抜粋](#)して作成している。

次の表 3 では各州の重要事項と使い捨てプラスチック製品禁止の規制が免除されている製品をまとめる。（2025 年 9 月時点の情報に基づく）

表 3：各州の重要事項と使い捨てプラスチック製品禁止の規制が免除されている製品

州	重要事項	使い捨てプラスチック製品禁止の免除対象の製品
ニューサウスウェールズ (NSW) 州	堆肥化可能プラスチック ● 農産物用シール以外の製品において禁止。	● 機械処理された密封済みの加工食品および飲料製品 ● 州外への流通を目的とした製品 ● リクエスト時のみ提供されるストロー（店頭での陳列は禁止）
西オーストラリア (WA) 州	堆肥化可能プラスチック ● ほとんどの製品において禁止。 ● 紙製品に関しては特定の規定がある。	● 店舗販売前に密封包装された食品・飲料に含まれる製品 ● 州外への流通を目的とする製品 ● リクエスト時のみ提供されるストロー（店頭での陳列は禁止） ● 生肉または魚介類に使用される発泡スチロール (EPS 製) トレー ● 航空会社等、その他の特定用途に対しても免除が適用される
オーストラリア首都特別地域 (ACT)	堆肥化可能なプラスチック ● すべての製品において禁止。	● 州外への流通を目的とした製品 ● リクエスト時のみ提供されるストロー（店頭での陳列は禁止） ● その他の特定製品（例：EPS 製ジェラート容器の特殊免除） ● 一部の免除には期限付きのものもある。
クイーンズランド (QLD) 州	堆肥化可能なプラスチック ● オーストラリア認証 ³⁹ (AS4736 または AS5810) を取得した堆肥化可能プラスチック製品は使用可能である。ただし、他州で禁	● 店頭販売前に密封包装された食品および飲料に含まれる製品 ● 州外への流通を目的とした製品 ● 医療機関等一部の団体は 2021 年の禁止対象から除外されているが、小売店がストローを提供することは認められていない

³⁹ Australian Bioplastics 「CERTIFICATION」：<https://bioplastics.org.au/certification/>

	<p>止されていることを踏まえ、NRA は使用を推奨していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ポリマーコーティングされた紙製のプレートおよびボウル
SA 州	<p>— 堆肥化可能なプラスチック⁴⁰</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2024 年 9 月 1 日以降、オーストラリア認証済のバリアバッグと買い物袋には、家庭で堆肥化可能、または家庭と産業用堆肥化施設で堆肥化可能、もしくは産業用堆肥化施設で堆肥化可能なことを記載しなければならない。 ● 2026 年 3 月 1 日以降、食品飲料容器（ふたなしのボウルを含む）は家庭で堆肥化可能、または家庭と産業用堆肥化施設で堆肥化可能、もしくは産業用堆肥化施設で堆肥化可能なことを記載しなければならない。 ● 個々の製品（容器本体およびふた）に明確に表示されていない場合、商品の包装に記載するだけでは、規制に適合したとはみなされない。 ● 免除事項： <ul style="list-style-type: none"> (1) 容量が 60ml 未満で、AS 認証を受けた堆肥化可能プラスチック製食品容器および飲料カップには記載不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ふたと本体が PP または PET 製の透明な角型容器（取り外し可能）は 2029 年 9 月まで免除 ● プラスチック裏打ち紙ふた付きのアルミ容器 ● ケータリング用大皿（イベント等） ● 直径 70mm 未満のふた、または容量 60ml 未満の容器はラベリング不要 ● 温めたジャガイモ・グレービー・豆用の 500ml か 500ml 以下でふた付きの容器は 2026 年 2 月 28 日まで免除

⁴⁰ SA 州政府「Guide to labelling requirements for certified compostable items」：
<https://www.replacethewaste.sa.gov.au/guideline-labelling-requirements>

	(2) 直径が 70mm 未満で、AS 認証を受けた堆肥化可能プラスチック製食品容器のふたおよび飲料カップには記載不要。	
ビクトリア (VIC) 州	<p>堆肥化可能プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ● すべての製品において禁止。 <p>再使用可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「再使用可能」とは次の要件を満たすプラスチック製品を指す：同一の目的で複数回使用することを前提に製造されていること、少なくとも 1 年間の保証（またはその他書面による保証）があること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店頭販売前の密封済み食品・飲料 ● 州外への流通を目的とした製品 ● リクエスト時のみ提供されるストロー（店頭での陳列は禁止） ● その他、特定の免除が適用される場合あり
TAS 州ホバート市	<p>堆肥化可能プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの規格で認証された堆肥化可能プラスチック製品は使用可能：オーストラリア規格 AS4736、ヨーロッパ規格 EN13432、米国規格 D6400 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店頭販売前の密封済みの食品・飲料 ● ホバート市以外の地域への流通を目的とした製品
北部準州 (NT)	<p>堆肥化可能プラスチック⁴¹</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥化可能なプラスチックで作られた買い物袋は使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし

出典：[NRA のウェブサイト](#)などからジェトロ作成

⁴¹ NT 環境保護局「Plastic bag ban」：<https://ntepa.nt.gov.au/your-environment/recycling-and-reuse/plastic-bag-ban>

(3) 各州の規制の施行スケジュール

州レベルでは SA 州が他州より規制が進んでいる。既に規制対象となっているプラスチック製品は前章を参照いただき、本章では、今後の各州の規制の施行スケジュールをまとめる。

NSW 州

NSW 州政府が発表したコンサルテーション用資料「NSW プラスチック：今後の展望⁴²」で提案されている対策は以下の通り。

1. テイクアウト用の食品・飲料包装によるごみ削減

2025 年末までに

- 使い捨てプラスチック製のキャンディースティックの供給を段階的に廃止

2027 年末までに

- ファストフード店・カフェ等にリユース可能なカップの受け入れを義務化
- 政府機関でリユースカップの試験導入、シドニー CBD にリユース特化地域設置⁴³、また同地域向けツールキットの開発
- 使い捨てプラスチック製カップ（冷たい飲料用）、食品容器およびそのふたをリサイクル可能なものにする
- 店舗の店頭でポイ捨て防止メッセージの掲示を義務化
- 使い捨てカップ・容器・調味料パッケージに「ポイ捨て防止ラベル」および「オーストラレーシア・リサイクリング・ラベル（ARL）」の表示を義務化

図 2：ポイ捨て防止ラベルと ARL のラベル例^{44,45}



⁴² NSW Environment Protection Authority 「NSW Plastics : The Way Forward DRAFT FOR CONSULTATION」 (2024 年 9 月) : <https://hdp-au-prod-app-nswepa-yoursay-files.s3.ap-southeast-2.amazonaws.com/2017/2578/6913/NSW-plastics-way-forward-consultation-draft.pdf>

⁴³ NSW 州環境保護局 「Plastics Plan 2.0」 : <https://www.epa.nsw.gov.au/Your-environment/Plastics/plastics-plan-20>

⁴⁴ ARL 「The Australasian Recycling Label」 : <https://www.arl.org.au/> 各ラベルは図 2 の左から、リサイクル可能、条件付きリサイクル可能、リサイクル不可、リサイクルできる可能性があるため各地域でのリサイクル可能方法を要確認の意味。

⁴⁵ ARL Marketplace 「Fact sheet: Understanding common packaging labels」 : <https://www.arlmarketplace.org.au/resources/An%20SME%20guide%20to%20packaging%20labels>

2030 年末までに

- 使い切り調味料パッケージをリサイクル可能とすることを義務付け、循環型にするためのロードマップを共同で策定
- 空き容器の回収・現金還元制度 Return and Earn で、冷たい飲料カップおよびテイクアウト容器を回収対象に拡大検討
- 600ml 未満のペットボトルのふたをボトルに固定することを義務化し、全国での調整を図る

2. ごみデータの活用（2025 年末までに）

- 製品のブランド別ごみデータの公開等、報告の透明性を向上させる方法を検討
- 高頻度でごみを発生させる製品のブランドに対し、ごみ削減目標の設定を求める可能性あり

3. 食品包装から有害化学物質を排除（2027 年末までに）

- 許容リスク以下で使用可能な「グリーンリスト化学物質」を公表
- 段階的廃止が提案されている「レッドリスト化学物質」を公表
- NSW 州での化学物質試験能力の拡大を支援
- 食品包装向けに、5 年以内に義務化される自主認証・ラベル制度を導入

4. 環境中のマイクロプラスチック削減

2025 年末までに

- オキソ分解性、光分解性、埋立分解性の添加剤を含むプラスチックの供給を段階的に廃止

5. プラスチック製買い物袋・バリアバッグ（未包装の製品を梱包するための持ち手のないプラスチック袋）

2025 年末までに

- QLD 州の再利用・再生材基準を厚手のプラスチックフィルム製買い物袋にも導入
- 再利用を目的として明確に設計されている場合や、プラスチックリサイクルの拡大生産者責任スキームの一環である場合を除き、レジではプラスチック製買い物袋を見えない場所に保管し、要望があった場合にのみ提供することを義務化

2027 年末までに

- 不要なバリアバッグの供給を段階的に廃止
- 買い物袋・バリアバッグにポイ捨て防止ラベルおよび ARL ラベルの表示を義務化
- これらの袋から有害化学物質を排除

6. 小型食品包装品

2025 年末までに

- プラスチック製ピザセーバー（ピザが箱に接触しないよう固定するスタンド）および食品タグ（パン、ベーカリー、常温保存品）の供給を段階的に廃止
- 農産物用のプラスチックタグには 2029 年末まで一時的な免除措置を設ける

2030 年末までに

- 果物・野菜のステッカーおよび接着剤を認証済みの堆肥化可能素材に限定する

7. 発泡プラスチック包装

2025 年末までに

- WA 州の方針を採用し、発泡・成形・裁断された食品用トレー、緩衝材、包装材の供給を段階的に廃止

WA 州⁴⁶⁴⁷

生鮮品用バリアバッグに関する WA 州設計基準

2025 年 10 月 1 日以降、同州内で提供されるすべてのバリアバッグは、プラスチック対策第 2 段階の一環として、次の基準に準拠しなければならない。

ばら売りの生鮮農産物、乾物、肉類、魚介類、乳製品に使用されるバリアバッグは、新たな堆肥化およびデザイン基準を満たす必要がある。この変更の目的は、使い捨てプラスチックごみを削減し、食品系生ごみ・園芸ごみ（FOGO : Food Organics Garden Organics）処理システムとの適合性を向上させること。

新たな要件の下では、すべてのバリアバッグはプラスチック不使用（例：紙製、再利用可能な布製）であるか、以下の必須要件を満たす必要がある：

- オーストラリアの堆肥化認証（AS4736-2006 または AS5810-2010）を受けていること（印刷された袋全体が認証されている必要がある。認証には、インクの種類と塗布量を含める必要がある。）
- 認証機関オーストラレーシア・バイオプラスチック・アソシエーション（ABA）の堆肥化ロゴおよび固有の認証番号が袋に印刷されていること
- 生鮮果物・野菜用の場合、袋の開口円周が 740mm 以上であること（製造誤差を除く）
- 透明または半透明であること（無色または緑色の袋は許容される）
- 取っ手がないこと

※設計基準には、容量 8L 以上や印刷・着色の推奨事項も含まれるが義務ではない。

以下のバリアバッグは設計基準の適用対象外：

- ポリマーを一切含まない袋
- ポリエステルやナイロン等のプラスチック繊維から作られた再利用可能な袋
- プラスチック製のパン袋やベーカーリー商品用の袋
- 事前に包装された商品（例：包装済みの鶏肉、エビ、ブドウ等）の袋
- 店頭販売されている汎用袋（例：冷凍保存袋、サンドイッチ袋、ジッパー付き袋）
- ナッツや菓子等乾物の小分け包装用として使われる再封可能な袋
- 設計基準に準拠した堆肥化可能なバリアバッグ

⁴⁶ WA 州水・環境規制省「Barrier Bag Design Standard – Update」：
<https://plasticsbanwa.com.au/barrier-bag-design-standard-update/>

⁴⁷ WA 州政府「Plan for Plastics - Barrier bags ban factsheet & design standard」（2025 年 9 月 15 日付）：<https://www.wa.gov.au/government/publications/plan-plastics-barrier-bags-ban-factsheet-design-standard>

ACT

新たな禁止措置は発表されていない。

QLD 州

今後の対応

QLD 州政府は 2022 年に「使い捨てプラスチック製品に関するロードマップ (Plastics Roadmap) ⁴⁸」を公表し、2022 年から 2026 年の間に禁止または対応が検討されている製品を示した。複数の製品で禁止の可能性が示唆されているが、現時点では追加の禁止措置は保留となっている。

SA 州^{49,50,51}

今後の禁止措置予定

2026 年 2 月 28 日 :

- 容量が 500ml 以下で、蓋 (容器本体とは別体または容器本体に付属) を備え 60 °C を超える温度で提供されるジャガイモ・グレービー・エンドウ豆の小売販売用容器の免除措置が終了

2026 年 3 月 1 日 :

- 事業者は、オーストラリアの堆肥化認証を完了し、食品および飲料用容器に「堆肥化可能」である旨を表示していなければならない。対象となるのは次の通り：使い捨てプラスチック製のカップおよびそのふた・シール、調理済み食品用容器、ボウル、トレー (※透明で長方形型かつ取り外し可能なふた付き容器は除く)

⁴⁸ QLD 州政府「Queensland's five-year roadmap for action on single-use plastic items」：
https://www.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0019/273016/single-use-plastic-items-five-year-action-roadmap.pdf

⁴⁹ SA 州政府「Guide to the ban on single-use plastic food containers」：
<https://www.replacethewaste.sa.gov.au/guideline-food-containers>

⁵⁰ SA 州政府「Legislation explained」：<https://www.replacethewaste.sa.gov.au/legislation-explained>

⁵¹ NRA「Action on Single-Use Plastics」：<https://www.nationalretail.org.au/policy-advocacy/action-on-single-use-plastics/#>

図 3：堆肥化可能な旨の表示例⁵²



- なお RNA によると、テイクアウト食品と調味料用に店舗で包装された AS 認証の堆肥化可能な食品容器とふた、プラスチックで裏打ちされた紙ぶた付きアルミ容器、ケータリング用大皿等は 2024 年 9 月時点で免除され、継続して免除と考えられる（終了日未定）。

2027 年 9 月 1 日：

- 未包装の肉類・乳製品・魚介類に使用される、堆肥化表示のない非堆肥化バリアバッグ
・ 2027 年 9 月までにオーストラリアの堆肥化基準に適合し、「堆肥化可能」と表示されていない

2028 年 9 月 1 日：

- 国際基準の堆肥化認証ステッカー／ラベルの免除措置が終了。オーストラリア基準への適合が必須

2029 年 8 月 31 日：

- 使い捨てのプラスチック製で、取り外し可能な透明なふたが付いた、透明な正方形または長方形の食品容器で、本体およびふたの両方がポリプロピレン（PP）またはポリエチレンテレフタレート（PET）のみで作られているものに対する免除措置が終了
- ポリプロピレン（PP）のみで作られた使い捨てのプラスチック製ボウルで、ふた（容器と一体型または別体型を問わない）も同じく PP のみで作られており、スープやその他の液体を多く含む食品（例：だし汁、ラクサ、鍋料理等）を小売り販売するために使用され、60℃を超える温度で顧客に提供されることを想定したものに対する免除措置が終了

VIC 州

将来的な禁止措置は発表されていない。

⁵² SA 州政府「Guide to labelling requirements for certified compostable items」：
<https://www.replacethewaste.sa.gov.au/guideline-labelling-requirements>

TAS 州

同州政府は使い捨てプラスチックに関する州全体での規制措置を講じる意向で、「ディスカッションペーパー⁵³」への州民からの意見募集は、2024年10月1日で締め切られ、今後の発表を待っている段階だ。このペーパーでは、以下の品目に対する禁止提案（時期は未定）が示されている。

第一段階での禁止：

- 飲料用ストロー
- 飲料用マドラー
- 使い捨てカトラリー
- 使い捨てボウル（ふたあり・なし）
- 使い捨て皿
- 使い捨て食品容器
- 使い捨てカップ、ふた、および付属品
- EPS製の緩衝材（詰め物）
- EPS製の成形包装材
- EPS製の果物・野菜用トレイ
- 厚さ35ミクロンを超えるプラスチック製買い物袋
- バリアバッグおよび生鮮食品用袋
- ピザセーバー
- キャンディースティック
- プラスチック製パンタグ

第二段階での禁止：

- プラスチックで裏打ちされた麺類用ボックス
- 果物ステッカー
- プラスチック製のしょうゆパック
- 調味料の小袋／パック
- あらかじめ包装された商品や付属品
- EPS製の業務用ジェラート容器

上記の製品に使用されている以下の素材は使用禁止を推奨：

- 従来型プラスチック
- 分解性プラスチック（破片化またはオキシ分解性プラスチック）
- 主に化石燃料由来の生分解性プラスチック
- 発泡スチロール（EPS）
- 発泡ポリエチレン
- 発泡バイオプラスチック
- オーストラリアの堆肥化認証 AS5810-2010、または、AS4736-2006 に認証されていない堆肥化可能な包装材

⁵³ TAS 州天然資源・環境省「Phasing out Problematic Single-Use Plastics in Tasmania Discussion Paper」（2024年）：<https://nre.tas.gov.au/Documents/PSUPS%20Discussion%20Paper.pdf>

北部準州（NT）⁵⁴

2025年までに使い捨てプラスチックの禁止を実施する計画を発表している。現在、その進捗に関する詳細の発表を待っている状況である。

2025年の禁止対象として検討されている品目：

- プラスチック製買い物袋（厚手タイプ）
- プラスチック製ストロー
- プラスチック製カトラリーおよびマドラー
- プラスチック製ボウルおよびプレート
- EPS製の食品容器（消費者向け）
- EPS製の製品包装材（バラ詰めおよび成形品）

参考

<連邦政府・各州政府の最新の食品包装規制を確認できるウェブサイト>

連邦政府 <https://www.dceew.gov.au/environment/protection/waste/packaging>

NSW州 <https://www.epa.nsw.gov.au/Your-environment/Plastics/Bans-guidance>
<https://yoursay.epa.nsw.gov.au/nsw-plastics-way-forward>

WA州 <https://plasticsbanwa.com.au/>

<https://www.wa.gov.au/organisation/departments-of-water-and-environmental-regulation/western-australias-plan-plastics>

ACT <https://www.cityservices.act.gov.au/recycling-and-waste/business-and-industry/single-use-plastics>QLD州 <https://qldplasticsban.com.au/>

SA州 <https://www.replacethewaste.sa.gov.au/>

VIC州 <https://www.vic.gov.au/single-use-plastics>

TAS州 <https://nre.tas.gov.au/environment/single-use-plastics/about-the-single-use-plastic-phase-out>

TAS州ホバート市 <https://www.hobartcity.com.au/Business/Permits-licences-and-registrations/Food-and-beverage-businesses/Single-use-plastics-by-law-information>

NT <https://haveyoursay.nt.gov.au/single-use-plastics>

<NRAの連絡先>

※QLD州政府とWA州政府から正式な委託を受け、QLD州とWA州の規制について企業に詳細なアドバイスを提供している。

※日本の食品会社や卸会社が、取り扱い製品が規制を順守しているかを確認したい場合は、sustainability@nationalretail.org.auにメールで商品の詳細を送り相談可能。（QLD州とWA州以外の規制は、詳細は各州に問い合わせるよう助言がある可能性あり）

⁵⁴ NT政府「Single-use plastics discussion paper」：<https://haveyoursay.nt.gov.au/single-use-plastics>

- ・ウェブサイト：<https://www.nationalretail.org.au/policy-advocacy/action-on-single-use-plastics/>
- ・電話：1800 844 946（平日 9 時～17 時）
- ・メールアドレス：sustainability@nationalretail.org.au

<通報システム>

各州政府は禁止製品を供給している、またはその疑いがある企業や団体を通報できるシステムを整備している。各州の連絡先は以下の通り。

NSW 州：plasticsconsultation@epa.nsw.gov.au

WA 州：complianceforplastics@dwer.wa.gov.au

ACT 州：singleuseplastics@act.gov.au

QLD 州：ウェブサイトから通報 <https://qldplasticsban.com.au/resources/report/>

SA 州：EPASUPteam@sa.gov.au

VIC 州：ウェブサイトから通報 <https://portal365.epa.vic.gov.au/pollution-report-form/>

TAS 州：PlasticsPolicy@nre.tas.gov.au

NT 州：nTEPA@nt.gov.au

以上

オーストラリア食品包装規制レポート

2025年10月作成

本資料に関する問い合わせ先：

ジェトロ・シドニー事務所

E-mail:

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載